

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 5 月 29 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和 5 年 3 月 24 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2 - 2 別紙

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日

関西圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）～（23）略

（24）名称：国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業

内容：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域において、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する措置を講じた上で、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業を実施する。

① 大阪府大阪市が薬局に対する指導監督を実施する以下の地域

・大阪市全域【令和 6 年度より実施】

以下 略

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(23) 略 <u>(24) 名称：国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業</u> <u>内容：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u> <u>以下に掲げる地域において、保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止する措置を講じた上で、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部を他の薬局で行うことを当該他の薬局の薬局開設者に委託する事業を実施する。</u> <u>① 大阪府大阪市が薬局に対する指導監督を実施する以下の地域</u> <u>・大阪市全域【令和6年度より実施】</u> 以下 略	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(23) 略 [加える。] 以下 略